

教 員 派 遣 の 概 要

1 予備教育の趣旨

マレーシア政府派遣留学生を我が国の大学へ円滑に受入れるため、我が国への留学を希望している者に対し、必要な予備教育を実施する。

予備教育は、マレーシア政府がその課程を開設し、運営する。

我が国は、マレーシア政府の要請に基づき、教員の派遣、教材の提供につき必要な協力を行う。

2 予備教育の実施場所

マラヤ大学予備教育センター（大学学部留学希望者対象）

3 予備教育の対象者及び教育課程

予備教育は、マレーシアにおいて11年の学校教育を修了（上級中学を卒業）した者の中からマレーシア政府が選抜した者に対し、2年間にわたり行う。

予備教育の教育課程は、「日本語」、「日本語による教科」、「英語による教科」及び「英語」によって編成するものとし、「日本語」及び「英語」は2年間を通じて履修し、「日本語による教科」は1年次後期及び2年次に履修するものとする。

4 派遣教員の職務

文部科学省より派遣される教員は、「マレーシア政府派遣留学生予備教育文部科学省日本人教員派遣要領」（平成13年1月6日高等教育局長裁定）に基づき、「英語による教科」の一部及び「日本語による教科」の教育にあたる。

派遣教員の人数：最大19名

団長（日本事情担当）1名、数学8名、物理5名、化学5名

なお、「日本語」については、別途国際交流基金から派遣される教員がこれにあたる。

5 派遣教員の処遇

派遣教員は、研修出張扱いとする。

なお、派遣教員に係る経費負担については、日本政府（文部科学省）及びマレーシア政府が次のとおり負担する。

- （1）赴任及び帰任に要する旅費（航空賃はエコノミークラス）は、派遣される大学予備教育センターとの契約に基づき、マレーシア政府が負担する（本人のほか、同伴する配偶者及び16歳以下の子を含む）。
- （2）滞在費は、日本政府（文部科学省）及びマレーシア政府が負担する。
 - ① 日本政府（文部科学省）負担：「マレーシア政府派遣留学生に対する予備教育のための日本人教員の派遣について」（平成13年1月6日高等教育局長決裁）に基づき、在勤手当を支給する。
 - ② マレーシア政府負担：派遣される大学予備教育センターとの契約に基づき、給与等が支給される。
- （3）医療費は、派遣される大学予備教育センターとの契約に基づき、マレーシア政府が負担する（政府指定医療機関）。
- （4）赴任及び帰任時の引越しに要する運搬費については、派遣される大学予備教育センターとの契約に基づき、マレーシア政府が負担する。

※「マラヤ大学予備教育センターでの待遇等（2025年度）」も参照のこと。